

健発 0201 第 12 号
保発 0201 第 7 号
令和 3 年 2 月 1 日

(別記) 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

標記について、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について
別記宛先

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

国民健康保険中央会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会長

全国国民健康保険組合協議会長

日本医師会長

日本歯科医師会長

結核予防会理事長

全国労働衛生団体連合会長

全日本病院協会長

日本総合健診医学会理事長

日本人間ドック学会理事長

日本病院会長

予防医学事業中央会理事長

日本看護協会会長

日本栄養士会長

保健医療福祉情報システム工業会長

健発 0201 第 11 号
保発 0201 第 6 号
令和 3 年 2 月 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

情報通信技術を活用した特定保健指導の実施について

情報通信技術を活用した特定保健指導は、平成 25 年 8 月から実施されており、実施している保険者からは、遠方の利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の実施が図られるなどの評価が得られています。

厚生労働省においては、令和 2 年 11 月に「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定保健指導の実施方法の見直しについて議論を行い、当該検討会における議論を踏まえ、ビデオ通話が可能な情報通信技術を活用した初回面接におけるグループ支援の実施を可能とするとともに、情報通信技術を活用した継続支援について、対面で行う場合と同等のポイントを算定することとしました。

また、情報通信技術を活用した特定保健指導を実施する際の留意事項として、「特定保健指導における情報通信技術を活用した面接による指導の実施の手引き」を示していますが、当該手引きについても別添のとおり、改正しましたので、よろしくお願いいたします。

つきましては、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のないよう、お願いいたします。

本通知は本日より適用します。これに伴い、平成 30 年 2 月 9 日付け健発 0209 第 9 号・保発 0209 第 8 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「情報通信技術を活用した特定保健指導の初回面接の実施について」は、本日をもって廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

第1 遠隔面接（情報通信技術を活用した初回面接をいう。以下同じ。）及び遠隔支援（情報通信技術を活用した継続支援をいう。）（以下「遠隔面接等」という。）に共通する留意事項等について

1. 遠隔面接等の実施環境の整備、外部委託

遠隔面接等の実施のための環境の整備は、保険者が行う。その際、保険者は、事業主、市町村等の関係者の協力を求めることができる。また、遠隔面接等の実施を外部事業者に委託できる。

2. 遠隔面接等の実施に必要な実施環境・体制

保険者は、遠隔面接等の実施に当たっては、対面で行う場合と同程度の質が確保されるよう、以下のとおり、必要な環境・体制を整備する必要がある。

①実施体制

実施者は、機器を円滑に使用できるようにしておくなど、機器の使用方法や対象者との意思疎通について、十分な技量を有することが求められる。また、実施に当たっては、特定保健指導の実施機関や事業所の施設等を利用するなど、機器の的確な利用や通信環境が確保された実施体制が求められる。利用者の利便性確保の観点から、特定保健指導の対象者が自らの家庭で遠隔面接等を受けることは可能である。

②機器・通信環境

映像・音声・通信は、以下の質が確保された機器等を用いる必要がある。

- ・ 実施者と対象者とが相互に表情、声、しぐさ等を確認できること
- ・ 映像と音声の送受信が常時、安定し、かつ円滑であること
- ・ 対象者が複雑な操作をしなくても遠隔面接等を利用できること
- ・ 情報セキュリティが確保されること

③資料・教材・器具等、対象者との情報共有

対面で行う場合と同一の内容の資料を共有するなど、必要な資料・教材・器具等を用意した上で、行動目標・行動計画の策定支援、体重・腹囲の測定方法の指導等を行う必要がある。郵便やFAX、電子メール等を活用することにより、面接等の結果等を事後速やかに対象者と共有するとともに、対象者から保険者や実施者への報告が円滑にできる環境を用意する必要がある。

④本人確認

保険者は、遠隔面接等の実施者及び対象者の本人確認を的確に行う。本人確認の方法として、遠隔面接等の実施者の氏名及び所属を示す書類等を提示する、対象者の氏名、生年月日及び被保険者証記号番号を照合する方法が挙げられる。対象者の本人確認は、遠隔面接等を実施する際に補助者が行う方法も考えられる。

⑤遠隔面接等の実施環境における他のサービスの実施

遠隔面接等の実施環境で、遠隔診療等他のサービスが実施されることがあり得る。遠隔面接等を実施する際は、遠隔面接等の始期と終期を対象者に対して明示するとともに、遠隔面接等の実施中は特定保健指導の実施基準等を満たす必要がある。

3. 個人情報保護等

遠隔面接等の実施時に交換される個人情報が外部に漏えいすることがないように、保険者及び遠隔面接等の実施者は、個人情報の保護に十分に配慮するとともに、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）に準拠した情報管理など、個人情報保護に必要な措置を講じる。

また、プライバシーが保たれるように、実施側、対象者側ともに、録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないように確認すること。加えて、使用するシステムのセキュリティポリシーを適宜確認し、必要に応じて対象者に説明すること。

遠隔面接等の実施中に通信や技術的障害等によって遠隔面接等の実施が困難になった場合、実施者は、対象者の同意を得た上で、遠隔面接等を実施する機会を改めて設定する。

4. 費用負担

保険者は、遠隔面接等の実施に要した費用を負担する。保険者が関係者の協力を得た場合には、あらかじめ協議した結果や契約等に基づき、関係者は保険者に費用を請求できる。

遠隔面接等は、利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の体制の確保の観点から導入するものであるため、対象者が必要な保健指導を受けられることができるよう、保険者では、遠隔面接等の実施のために対象者が機器等を購入することがないように対応する必要がある。

5. グループ支援における留意事項

グループ支援に当たっては、以下の点に留意し、実施する必要がある。

- ・ 対象者の個人情報に関する内容の支援を行う場合には、第三者がいない空間で支援できるように、システム上で空間を分ける等の設定を行うこと。
- ・ また、個人情報に関する内容について、第三者がいない空間で、個別に支援する時間を設ける等の方法を取ることを対象者にあらかじめ説明の上、使用するシステムに

伴うリスクを踏まえた対策を講じるとともに、個人情報及びプライバシーの保護に最大限に配慮すること。

第2 遠隔面接における留意事項について

特定保健指導における遠隔面接の結果等を対象者と共有することは、あくまで初回面接の一部であり、継続支援にはあたらないこと。

また、遠隔面接の実施時間は、使用する教材や対象者の知識や理解の度合いに応じて、個別支援については、おおむね30分以上、グループ支援については、おおむね90分以上行うことが求められる。ただし、特定健康診査の実施時に、既に分割実施により初回面接を実施した場合は、既に実施した時間を考慮して、適切な実施時間により実施する。

◎「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き</p> <p style="text-align: right;">最終改正 <u>令和3年2月1日</u></p>	<p>特定保健指導における情報通信技術を活用した<u>面接による</u>指導の実施の手引き</p> <p style="text-align: right;">最終改正 <u>平成30年2月9日</u></p>
<p><u>第1 遠隔面接（情報通信技術を活用した初回面接をいう。以下同じ。）及び遠隔支援（情報通信技術を活用した継続支援をいう。）（以下「遠隔面接等」という。）に共通する留意事項等について</u></p> <p>1. <u>遠隔面接等の実施環境の整備、外部委託</u> 遠隔面接等の実施のための環境の整備は、保険者が行う。その際、保険者は、事業主、市町村等の関係者の協力を求めることができる。また、遠隔面接等の実施を外部事業者に委託できる。</p> <p>2. <u>遠隔面接等の実施に必要な実施環境・体制</u> 保険者は、遠隔面接等の実施に当たっては、対面で行う場合と同程度の質が確保されるよう、以下のとおり、必要な環境・体制を整備する必要がある。</p> <p>①実施体制 実施者は、機器を円滑に使用できるようにしておくなど、機器の使用方法や対象者との意思疎通について、十分な技量を有することが求められる。また、実施に当たっては、特定保健指導の実施機関や事業所の</p>	<p>1. 遠隔面接の実施環境の整備、外部委託 遠隔面接（<u>情報通信技術を活用した初回面接をいう。以下同じ</u>）の実施のための環境の整備は、保険者が行う。その際、保険者は、事業主、市町村等の関係者の協力を求めることができる。また、遠隔面接の実施を外部事業者に委託できる。</p> <p>2. 遠隔面接の実施に必要な実施環境・体制 保険者は、遠隔面接の実施に当たっては、対面で行う場合と同程度の質が確保されるよう、以下のとおり、必要な環境・体制を整備する必要がある。</p> <p>①実施体制 実施者は、機器を円滑に使用できるようにしておくなど、機器の使用方法や対象者との意思疎通について、十分な技量を有することが求められる。また、実施に当たっては、特定保健指導の実施機関や事業所の施設等</p>

施設等を利用するなど、機器の的確な利用や通信環境が確保された実施体制が求められる。利用者の利便性確保の観点から、特定保健指導の対象者が自らの家庭で遠隔面接等を受けることは可能である。

②機器・通信環境

映像・音声・通信は、以下の質が確保された機器等を用いる必要がある。

- ・ 実施者と対象者とが相互に表情、声、しぐさ等を確認できること
- ・ 映像と音声の送受信が常時、安定し、かつ円滑であること
- ・ 対象者が複雑な操作をしなくても遠隔面接等を利用できること
- ・ 情報セキュリティが確保されること

③資料・教材・器具等、対象者との情報共有

対面で行う場合と同一の内容の資料を共有するなど、必要な資料・教材・器具等を用意した上で、行動目標・行動計画の策定支援、体重・腹囲の測定方法の指導等を行う必要がある。郵便やFAX、電子メール等を活用することにより、面接等の結果等を事後速やかに対象者と共有するとともに、対象者から保険者や実施者への報告が円滑にできる環境を用意する必要がある。

を利用するなど、機器の的確な利用や通信環境が確保された実施体制が求められる。利用者の利便性確保の観点から、特定保健指導の対象者が自らの家庭で遠隔面接を受けることは可能である。

②機器・通信環境

映像・音声・通信は、以下の質が確保された機器等を用いる必要がある。

- ・ 実施者と対象者とが相互に表情、声、しぐさ等を確認できること
- ・ 映像と音声の送受信が常時、安定し、かつ円滑であること
- ・ 対象者が複雑な操作をしなくても遠隔面接を利用できること
- ・ 情報セキュリティが確保されること

③資料・教材・器具等、対象者との情報共有

対面で行う場合と同一の内容の資料を共有するなど、必要な資料・教材・器具等を用意した上で、行動目標・行動計画の策定支援、体重・腹囲の測定方法の指導等を行う必要がある。郵便やFAX、電子メール等を活用することにより、面接の結果等を事後速やかに対象者と共有するとともに、対象者から保険者や実施者への報告が円滑にできる環境を用意する必要がある。なお、特定保健指導における遠隔面接の結果等を対象者と共有することは、あくまで初回面接の一部であり、継続支援にはあたらない。

④遠隔面接の所要時間

遠隔面接の実施時間は、遠隔面接で使用する教材や対象者の知識や理解の度合いに応じて、おおむね30分以上行うことが求められる。ただし、特定健康診査の実施時に、既に分割実施により初回面接を実施した場合は、既に実施した時間を考慮して、適切な実施時間により実施する。

④本人確認

保険者は、遠隔面接等の実施者及び対象者の本人確認を的確に行う。本人確認の方法として、遠隔面接等の実施者の氏名及び所属を示す書類等を提示する、対象者の氏名、生年月日及び被保険者証記号番号を照合する方法が挙げられる。対象者の本人確認は、遠隔面接等を実施する際に補助者が行う方法も考えられる。

⑤遠隔面接等の実施環境における他のサービスの実施

遠隔面接等の実施環境で、遠隔診療等他のサービスが実施されることがあり得る。遠隔面接等を実施する際は、遠隔面接等の始期と終期を対象者に対して明示するとともに、遠隔面接等の実施中は特定保健指導の実施基準等を満たす必要がある。

3. 個人情報の保護等

遠隔面接等の実施時に交換される個人情報が外部に漏えいすることがないように、保険者及び遠隔面接等の実施者は、個人情報の保護に十分に配慮するとともに、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）に準拠した情報管理など、個人情報保護に必要な措置を講じる。

また、プライバシーが保たれるように、実施側、対象者側ともに、録音、録画、撮影を同意なしに行うことがないように確認すること。加えて、使用するシステムのセキュリティポリシーを適宜確認し、必要に応じて対象者に説明すること。

遠隔面接等の実施中に通信や技術的障害等によって遠隔面接等の実施が困難になった場合、実施者は、対象者の同意を得た上で、遠隔面接等を実施する機会を改めて設定する。

⑤本人確認

保険者は、遠隔面接の実施者及び対象者の本人確認を的確に行う。本人確認の方法として、遠隔面接の実施者の氏名及び所属を示す書類等を提示する、対象者の氏名、生年月日及び被保険者証記号番号を照合する方法が挙げられる。対象者の本人確認は、遠隔面接を実施する際に補助者が行う方法も考えられる。

⑥遠隔面接の実施環境における他のサービスの実施

遠隔面接の実施環境で、遠隔診療等他のサービスが実施されることがあり得る。遠隔面接を実施する際は、遠隔面接の始期と終期を対象者に対して明示するとともに、遠隔面接の実施中は特定保健指導の実施基準等を満たす必要がある。

3. 個人情報の保護等

遠隔面接の実施時に交換される個人情報が外部に漏えいすることがないように、保険者及び遠隔面接の実施者は、個人情報の保護に十分に配慮するとともに、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）に準拠した情報管理など、個人情報保護に必要な措置を講じる。

遠隔面接の実施中に通信や技術的障害等によって遠隔面接の実施が困難になった場合、実施者は、対象者の同意を得た上で、遠隔面接を実施する機会を改めて設定する。

4. 費用負担

保険者は、遠隔面接等の実施に要した費用を負担する。保険者が関係者の協力を得た場合には、あらかじめ協議した結果や契約等に基づき、関係者は保険者に費用を請求できる。

遠隔面接等は、利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の体制の確保の観点から導入するものであるため、対象者が必要な保健指導を受けることができるよう、保険者では、遠隔面接等の実施のために対象者が機器等を購入することがないように対応する必要がある。

5. グループ支援における留意事項

グループ支援に当たっては、以下の点に留意し、実施する必要がある。

- ・ 対象者の個人情報に関する内容の支援を行う場合には、第三者がいない空間で支援できるように、システム上で空間を分ける等の設定を行うこと。
- ・ また、個人情報に関する内容について、第三者がいない空間で、個別に支援する時間を設ける等の方法を取ることを対象者にあらかじめ説明の上、使用するシステムに伴うリスクを踏まえた対策を講じるとともに、個人情報及びプライバシーの保護に最大限に配慮すること。

第2 遠隔面接における留意事項について

特定保健指導における遠隔面接の結果等を対象者と共有することは、あくまで初回面接の一部であり、継続支援にはあたらないこと。

また、遠隔面接の実施時間は、使用する教材や対象者の知識や理解の度合いに応じて、個別支援については、おおむね 30 分以上、グループ支援については、おおむね 90 分以上行うことが求められる。ただし、特定健康診査の実施時に、既に分割実施により初回面接を実施した場合は、既に実施した

4. 費用負担

保険者は、遠隔面接の実施に要した費用を負担する。保険者が関係者の協力を得た場合には、あらかじめ協議した結果や契約等に基づき、関係者は保険者に費用を請求できる。

遠隔面接は、利用者への利便性の向上や効率的な保健指導の体制の確保の観点から導入するものであるため、対象者が必要な保健指導を受けることができるよう、保険者では、遠隔面接の実施のために対象者が機器等を購入することがないように対応する必要がある。

時間を考慮して、適切な実施時間により実施する。	
-------------------------	--